

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における
男女間の賃金の差異の公表について

令和8年6月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条の1に基づき、本機構における令和7年度の男女の賃金の額の差異を以下のとおり公表します。

・対象期間：令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	75.2%
非正規雇用労働者	83.2%
全労働者	66.3%

・対象期間：令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	72.3%
非正規雇用労働者	78.6%
全労働者	63.1%

※ 賃金には基本給のほか諸手当等（通勤手当は除く）を含む

※ 正規雇用労働者：雇用期間に定めのない職員

※ 非正規雇用労働者：雇用期間に定めのある職員